

令和7年7月10日

令和7年

上毛町農業委員会7月期定例総会議事録

上毛町農業委員会

上毛町農業委員会7月期定例総会議事録

1. 日 時 令和7年7月10日（木）午前9時00分

2. 場 所 上毛町役場 大会議室

3. 出席委員及び欠席委員

出席委員 19名

欠席委員 3名

●出席委員の氏名

農業委員			農地利用最適化推進委員		
1番	古原 修	欠	15番	水嶋 久夫	○
2番	小林 博一	○	16番	矢 岡 洋	○
3番	河津 圭一	○	17番	前田辰次郎	欠
4番	別府 義一	○	18番	八ツ繁秀也	○
5番	熊谷由美子	○	19番	磯田 三好	○
6番	坪根 和男	欠	20番	谷上 重行	○
7番	久保 博文	○	21番	松 川 清	○
8番	宮秋 伸一	○	22番	山本 直子	○
9番	福田 政典	○			
10番	中森 博通	○			
11番	常慶 崇裕	○			
12番	久元ますみ	○			
13番	越原 幸治	○			
14番	宮本 健一	○			

●事務局 事務局長 野 添 雄 二 ○
林 充 彦 ○
高 橋 秀 典 ○

4.議 案

- 議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定について
- 議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定について
- 議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定について
- 議案第28号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について
- 議案第29号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について
- 議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について
- 議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について
- 議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について

- 5.その他
- ・農地パトロールについて
 - ・活動記録簿の提出について
 - ・次回定例総会 令和7年8月8日(金)

会議の経過

令和7年7月10日(木)午前9時00分開会

議長 みなさんおはようございます。

本日は、農業委員会7月期定例総会を開催致しましたところ、委員のみなさまにおかれましては何かとご多用の中、ご出席くださいまして誠にありがとうございます。

本日は、古原委員、坪根委員、前田委員から欠席の連絡がありました。

他2名まだ来ておりませんが上毛町農業委員会会議規則第6条の規定により定足数に達しておりますので、只今より7月期定例総会を開催いたします。

議事録署名委員を指名いたします。

議席10番 中森委員、議席11番 常慶委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは議案の審議に入ります。

議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局 説明の前に、本日お手元に2025年度農業委員会業務必携をお配りしています。

一度目を通していただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは資料の2ページをお願いします。

議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてでございます。

契約の種類は贈与で、申請農地は大字上唐原1184番2、1184番3、地目は畑で、面積は計222㎡です。譲渡人は、福岡市の〇〇さんで、譲受人は、苅田町の〇〇さんです。

譲受人の権利取得後の経営農地面積は、2,292㎡です。

次のページに農地法第3条調査書を添付しています。

同法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると言えます。

位置図、箇所図は4、5ページのとおりです。

申請農地は大字上唐原地内、山国川に近い未整備の畑です。これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。

本案件については、久保委員が地区担当委員となっておりますがいかがでしょうか。

久保委員 事務局の説明のとおりです。審議の方よろしくお願いいたします。

議長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。よろしいですか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。

全会一致により、議案第25号については原案のとおり可決決定されました。

議 長 つづきまして、議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてを議題といたします。

なお、〇〇委員は当事者になっておりますので、一時退席をお願いいたします。

(〇〇委員退席)

事務局説明をお願いします。

事務局 はい。資料の6ページをお願いします。

議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてでございます。契約の種類は売買で、申請農地は大字西友枝1041番、1164番、地目は畑と田で、面積は計3,703㎡です。譲渡人は、鹿児島市の〇〇さんで、譲受人は、西友枝の〇〇さんです。譲受人の権利取得後の経営農地面積は、83,378㎡です。

次のページに農地法第3条調査書を添付しております。

同法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると言えます。

位置図、箇所図は8、9ページのとおりです。

申請農地は大字西友枝地内、未整備の畑と整備田でございます。これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。

本案件について、熊谷委員が地区担当委員となっておりますが、少し遅れているようですので事務局説明をお願いします。

事務局 はい。熊谷委員の方から特に問題等の指摘はございませんでした。以上でございます。

議 長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。よろしいですか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。

全会一致により議案第26号については原案のとおり可決決定されました。

事務局は〇〇委員を呼び戻してください。

(〇〇委員着席)

議 長 つづきまして、議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局 資料10ページをお願いします。

議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてでございます。

契約の種類は売買で、申請農地は大字垂水756番、地目は畑で、面積は792㎡です。

譲渡人は、宗像市の〇〇さんで、譲受人は、中津市の〇〇さんです。

譲受人の権利取得後の経営農地面積は、792㎡です。

次のページに農地法第3条調査書を添付しております。

同法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると言えます。

位置図、箇所図は12、13ページのとおりです。

申請農地は大字垂水地内、県道に近い未整備の畑です。

13ページをご覧いただくとよく分かりますが、農地の左側の住宅地を購入する方が、併せて隣の農地も購入すると言うものでございます。これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。

本案件については、河津委員が地区担当委員となっておりますがいかがでしょうか。

河津委員 事務局の説明のとおりです。特に問題ないと思います。ご審議の方よろしく申し上げます。

議 長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。

全会一致により議案第27号については、原案のとおり可決決定されました。

議 長 つづきまして、議案第28号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局 はい。資料の14ページをお願いします。

議案第28号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定についてでございます。

申請農地は大字成恒225番、地目は畑で、面積は404㎡です。

申請人は、成恒の〇〇さんで、理由としては、倉庫と駐車場とするためです。

一般基準としての転用の確実性については、事業計画書等により確実と思われれます。

付近の農地に対する被害の有無については、水利関係者と隣接農地所有者の承諾を得ております。農地の区分は第1種農地ですが、不許可の例外規定「集落接続」に該当することから許可可能と判断いたします。

箇所図、位置図は15、16ページのとおりです。

申請農地は、大字成恒地内、町道沿いの整備済みの畑でございます。

これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。

本案件について、宮秋委員が地区担当委員となっておりますがいかがでしょうか。

宮秋委員 はい。事務局の説明のとおりです。特に問題ないと思います。

議 長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。よろしいですか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。

全会一致により議案第28号については、原案のとおり可決決定されました。

議 長 つづきまして、議案第29号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局 はい。資料の17ページをお願いします。

議案第29号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定についてでございます。

申請農地は大字垂水1669番、地目は田で、面積は1,400㎡です。

申請人は、土佐井の〇〇さんで、理由としては、一般住宅、農業用資材倉庫、育苗スペース、駐車場とするためです。

一般基準としての転用の確実性については、事業計画書等により確実と思われま

す。付近の農地に対する被害の有無については、水利関係者と隣接農地所有者の承諾を得ています。農地の区分は第1種農地ですが、不許可の例外規定「農業用施設及び集落接続」に該当することから、許可可能と判断いたします。

箇所図、位置図は18、19ページのとおりです。

申請農地は、大字垂水地内、県道沿いの整備済みの田です。これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。

本案件について、河津委員が地区担当委員となっておりますがいかがでしょうか。

河津委員 ここは水も取れないような場所ですし、すでに住宅が立ち並んでるので問題ないかと思

議長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。よろしいですか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。

全会一致により議案第29号については、原案のとおり可決決定されました。

議長 つづきまして、議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局 はい。資料の20ページをお願いします。

議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてでございます。

申請農地は大字土佐井393番、地目は畑で、面積は99㎡です。

申請人は、吉富町の〇〇さんで、理由としては、一般住宅の建築のためです。

一般基準としての転用の確実性については、資金計画書等により確実と思われま

付近の農地に対する被害の有無については、水利関係者の承諾を得ており、また隣接農地は譲渡人の所有地です。農地の区分は第1種農地ですが、不許可の例外規定「集落接続」に該当することから許可可能と判断いたします。

箇所図、位置図は21、22ページのとおりです。

申請農地は、大字土佐井地内、集落内の未整備の畑です。

22ページを再度ご覧ください。農地南側のちょうど393と書いたところがございます。

こちらの宅地の敷地にまたがる形で住宅を建てるものでございます。

これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。

本案件について、熊谷委員が地区担当委員となっておりますがいかがでしょうか。

熊谷委員 問題ないです。

議 長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。よろしいですか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。

全会一致により議案第30号については、原案のとおり可決決定されました。

議 長 つづきまして、議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題といたします。なお、〇〇委員は当事者でございますので、一時ご退席をお願いします。

(〇〇委員退席)

事務局説明をお願いいたします。

事務局 資料の23ページをお願いします。

議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてでございます。

申請農地は大字八ツ並24番2、地目は畑で、面積は521㎡です。

申請人は、中津市の〇〇さんで、理由としては、共同住宅の建築のためです。

一般基準としての転用の確実性については、資金計画書等により確実と思われま

付近の農地に対する被害の有無については、水利関係者の承諾を得ており、隣接農地はありま

せん。農地の区分は第1種農地ですが、不許可の例外規定「集落接続」に該当することから許可可能と判断します。

箇所図、位置図は24、25ページのとおりです。

申請農地は、大字八ツ並地内、集落内の未整備の畑です。

農地南側の宅地と一体として転用し、集合住宅を建てるものでございます。

これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。

本案件については、古原委員が地区担当委員となっておりますが、欠席ですので事務局説明をお願いします。

事務局 古原委員よりこの議案につきまして、特に問題はないと言うことで聞いております。

議 長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。よろしいですか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。

全会一致により議案第31号については、原案のとおり可決決定されました。

事務局は〇〇委員を呼び戻してください。

議 長 つづきまして、議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局 資料の26ページをお願いします。

議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてでございます。

申請農地は大字宇野1086番、1087番2、地目は畑で、面積は計377.13㎡です。

申請人は、中津市の〇〇さんで、理由としては、一般住宅の建築のためです。

一般基準としての転用の確実性については、資金計画書等により確実と思われれます。

付近の農地に対する被害の有無については、水利関係者の承諾を得ており、また隣接農地はございません。農地の区分は第2種農地であり、許可可能と判断いたします。

箇所図、位置図は27、28ページのとおりです。

申請農地は、大字宇野地内、集落内の未整備の畑です。これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。

本案件について、坪根委員が地区担当委員となっていますが再度事務局より説明をお願いします。

事務局 坪根委員よりこの件につきまして特に問題はないということでお聞きしております。

議 長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。よろしいですか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。

全会一致により議案第32号については、原案のとおり可決決定されました。

議 長 以上で本日予定していた議案の審議は終わりました。

その他について事務局からお願いいたします。

事務局 では、その他について申し上げます。

まず、1点目ですが、農地パトロールの実施についてでございます。

農業委員会は、農地法に基づき農地の利用状況について調査を行うことが義務付けられています。

実施要領につきましては、資料29、30ページの方に令和5年度に決定した分を載せておりますが、今年度もこの要領に沿って行いたいと思いますのでよろしくをお願いします。

なお、具体的な日程などにつきましては、次回8月期定例総会にてお諮りしますのでよろしくをお願いいたします。

次回の定例総会は、8月8日金曜日に開催をいたします。

当日は、活動記録簿を提出していただきますようお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

議 長 委員の皆さまから何かございませんか。

よろしいですか。それではこれで7月期定例総会を終了いたします。

令和7年7月10日 午前9時30分閉会